

取材規程

I. 総則

本規程は、本会における取材活動について遵守されるべき準則及び手続を定めます。

II. 取材申請・受付

- 1 本会での取材は、事前に取材申請者から運営事務局に対して取材申込みをし、取材許諾を得てください。
- 2 本会において取材活動を行う者は、必ず総合案内にて受付を行い、取材中において貸与されたプレスカードを外観上明瞭に認識できる態様で常に身に着けてください。プレスカードのない方の取材入場は固くお断りいたします。
- 3 参加登録費は無料です。

III. 取材方法

- 1 本会において取材活動を行う者は、本会に関するあらゆる取材活動において、本規程のほか、運営事務局の指示に従ってください。
- 2 講演者が撮影・録音等を拒否した場合、撮影・録音等はしないでください。講演での撮影対象は、原則として講演者・司会のみとし、会場参加者については個人が特定できるよう撮影しないでください。
- 3 写真撮影、ビデオ撮影、録音等は、講演の邪魔にならないよう、また大会参加者に迷惑がかからないようお願いいたします。講演中のストロボ、およびバッテリーライト等の使用はご遠慮ください。
- 4 講演で発表中のスクリーン映像、ポスターなどは全て著作物です。「DO NOT POST」など、本会以外での公開を求める旨の表記があった場合には、無断転載を行わないでください。
- 5 共催イベントや展示ブースでの撮影・録音等は、各共催者や出展者からの承諾を得た場合のみ可能です。

IV. 取材内容の利用

本会において取材活動を行う者は、自社の報道メディアでのみ、取材により得られた映像・録音その他すべての取材内容を利用し、他の報道メディアでは利用しないでください。

V. その他

- 1 本会にかかる記事を紙面に掲載する際は掲載紙を1部、放映された場合には録画メディアを1部、下記事務局までお送りください。

- 2 プレスカードは、取材終了時に総合案内までご返却ください。
- 3 本会場内では、携帯電話をマナーモードに設定いただくな、電源をお切りください。

附 則

- 1 本規程は、2025年11月1日から施行する。